

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当るときの翌日)

◇告

示

字の区域の変更(二件)

目次

- 結核予防法による医療機関の指定
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良区の定款の変更の認可(二件)
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良法による換地処分をした旨の届出(二件)
- 土地の立入りの通知
- 昭和三十八年度砂利採取業務主任者試験の実施
- 昭和三十八年六月二十二日付鳥取県公報第四千四百五十三号中訂正

◇公 告  
◇正 誤

告 示

鳥取県告示第四百四十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和四十六年九月三日現在の地番による。)
浜坂字中瀬西側	浜坂字中瀬東側九四六の一部、九五四の一部、九五五の一部、九六三の一部、九六四の一部、九六五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに浜坂字中瀬西側のうち九三〇の一部、九三一の一部、九三四の一部、九四五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
浜坂字中瀬東側	浜坂字中瀬西側九三〇の一部、九三一の一部、九三四の一部、九三五の一部、九四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに浜坂字中瀬東側のうち九四六の一部、九五四の一部、九五五の一部、九六三の一部、九六四の一部、九六五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分  
の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十七年十二月七日現在の地番による。）
鴨河内字上ミ平ル	鴨河内字上ミ平ル全域並びに鴨河内字上新田二、六五八の一部、二六五九、二、六六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
鴨河内字上新田	鴨河内字上新田のうち二、六五八の一部、二六五九、二六六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、鴨河内字屋敷通二、五二七の四及び二、五二八の一四、並びに鴨河内字丁野田二、二四三、二、二四四、二、二四五の一、二、二四五の二、二、二四五の三、二、二四六の一、二、二四六の二、二、二四七の一、二、二四七の二、二、二四八の一、二、二四八の二、二、二四九の一、二、二四九の二、二、二四九の三、二、二四九の四、二、二四九の五、二、二四九の六、二、二四九の七、二、二四九の八、二、二四九の九、二、二四九の一〇、二、二四九の一、二、二五〇の一、二、二五〇の二、二、二五〇の三、二、二五〇の四、二、二五〇の五、二、二五〇の六、二、二五一の一、二、二五一の二、二、二五一の三、二、二五一の四、二、二五一の五、二、二五一の六、二、二五一の一、

鴨河内字屋敷通	二、二五二の二、二、二五三の一、二、二五三の二、二、二五四の一、二、二五四の九、二、二五四の一〇、二、二五九の二及びこれらと一体をなす国有地
---------	--

鴨河内字丁野田	鴨河内字丁野田のうち二、二四三、二、二四四、二、二四五の一、二、二四五の二、二、二四五の三、二、二四六の一、二、二四六の二、二、二四七の一、二、二四七の二、二、二四八の一、二、二四八の二、二、二四九の一、二、二四九の二、二、二四九の三、二、二四九の四、二、二四九の五、二、二四九の六、二、二四九の七、二、二四九の八、二、二四九の九、二、二四九の一〇、二、二四九の一、二、二五〇の一、二、二五〇の二、二、二五〇の三、二、二五〇の四、二、二五〇の五、二、二五〇の六、二、二五一の一、二、二五一の二、二、二五一の三、二、二五一の四、二、二五一の五、二、二五一の六、二、二五二の一、二、二五二の二、二、二五三の一、二、二五三の二、二、二五四の一、二、二五四の九、二、二五四の一〇、二、二五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
---------	--

鳥取県告示第四百四十八号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十八年六月九日	福 羅 医 院	鳥取市秋里九五八の七
昭和四十八年六月一九日	本床整形多科医院	鳥取市西品治八〇六

鳥取県告示第四百四十九号

鳥取市岩坪入会林野整備組合長鳥取市岩坪四四三〇二四四七合併地  
 大下卓夫から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十八年六  
 月二十日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長  
 に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定によ  
 り、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
 岩坪（野田口、野田）入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
 昭和四十八年七月四日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所  
 鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期  
 間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定  
 に基づき、次のとおり、土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の  
 届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

青谷町北河原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 北 村 永 保 気高郡青谷町大字北河原一三番地一
  - 村 上 博 九 "
  - 田 中 徳 重 六六 "
  - 廣 富 正 義 一五 "
  - 廣 富 勝 昭 六 番地二
  - 監 事 田 中 栄 七七 " 一
  - 尾 崎 壮 治 七五番地
- 任期満了により退任

青谷町北河原土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 北 村 永 保 気高郡青谷町大字北河原一三番地一

村 上 博 九  
 田 中 徳 重 六六〇  
 廣 富 正 義 一五〇  
 廣 富 勝 昭 六番地二  
 田 中 栄 七七〇  
 尾 崎 壯 治 七五番地

昭和四十七年八月十四日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、  
 昭和四十七年八月二十五日就任 任期二年

千代水土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 太田 豊 三 鳥取市晩稻二二三番地  
 松本 義雄 南隈六〇  
 田村 正信 三七  
 坂本 糸太郎 秋里八六七  
 山本 幸雄 八一  
 徳田 吉久 安長五二七  
 川上 亀雄 三五三  
 細田 茂雄 三四三  
 奥田 賢治 岩吉六三番地三  
 前田 義夫 古海八三三番地六  
 片山 伝四郎 西品治五八八番地の一  
 田村 幸市 二九九番地  
 水口 有男 田島五四三番地六

田 口 英 雄 五四五番地の一  
 森 下 反 五 郎 晩稻二五六番地  
 川 上 条 男 安長五六五  
 森 下 幸 平 徳吉一四七  
 任期満了により退任

千代水土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 太田 豊 三 鳥取市晩稻二二三番地  
 松本 義雄 南隈六〇  
 田村 政信 三七  
 坂本 糸太郎 秋里八六七  
 木村 義厚 八五六  
 中西 耕三 安長五六三  
 坪内 佑尊 三四三  
 川上 博永 三五六番地の一  
 天川 勇吉 徳吉一九四番地  
 小谷 貞一 徳尾二五  
 前田 義夫 古海八三三番地の六  
 片山 伝四郎 西品治五八八  
 田村 幸市 二九九番地  
 水口 有男 田島五四三  
 田口 英雄 五四五番地の一  
 森下 友五郎 晩稻二五六番地

中河 万亀男 " 徳吉一五四"  
 川上 繁三郎 " 安長五六四"  
 昭和四十八年三月三十日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、  
 昭和四十八年四月四日就任 任期二年

国府土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 進 岩美郡国府町大字高岡四七六番地

田子川 利男 " 広西二〇五"  
 安本 秀美 " 山根一一一"  
 西垣 稔 " 神垣一四八"  
 山本 泰 " 清水二六〇"  
 福田 正明 " 岡益一〇三"  
 山本 正剛 " 谷一六〇"  
 田辺 壽二 " 麻生二一一"  
 坂本 源藏 " 麻生三八二番地  
 小林 心暁 " 三一五"  
 山口 憲一 " 広西三八九"  
 西垣 正温 " 庁二一四"  
 青木 廉治 " 町屋二八七"  
 川上 幸次 " 宮ノ下三〇"  
 漆原 康夫 " 中郷二七"  
 大久保 宗一 " 国分寺二九"  
 林 延雄 " 三代寺三一三"

市村 甚十郎 " 法花寺七四"  
 西向 美知雄 " 町屋一一三"  
 高橋 光義 " 鳥取市津ノ井二二〇"  
 有本 貞雄 " 東今在家一五四"  
 監事 福谷 正典 岩美郡国府町大字美敷四九九番地二、  
 山田 甚藏 " 糸谷一六〇番地  
 城上 清一 鳥取市杉崎三八三"  
 昭和四十八年五月十六日開催の第一回総代会で役員選挙が行なわれたの  
 で、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和四十八年五月十六日退  
 任

国府土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本 進 岩美郡国府町大字高岡四六七番地

下村 達夫 " 神垣一四五"  
 山本 泰 " 清水二六〇"  
 安本 秀美 " 山根一一一"  
 福田 正明 " 岡益一〇三番地  
 山本 正剛 " 谷一六〇番地  
 前田 喬 " 麻生九五"  
 坂本 源藏 " 三八二"  
 小林 心暁 " 三一五"  
 山口 憲一 " 広西三八九"  
 田子川 利男 " 二〇五"  
 西垣 正温 " 庁二一四"

前川 峯藏 町屋二一六〃  
 青木 廉治 二八七〃  
 中嶋 喜一 宮ノ下二七〇〃  
 漆原 康夫 中郷二七〃  
 大久保 宗一 国分寺二九〃  
 市村 甚十郎 法花寺七四〃  
 林 延雄 三代寺三一三〃  
 松田 道謙 鳥取市津ノ井二一九番地  
 有本 貞雄 東今在家一五四〃  
 福谷 正典 岩美郡国府町大字美敷四九九番地二  
 山田 甚藏 糸谷一六〇番地  
 城上 清一 鳥取市杉崎三八三番地

昭和四十八年五月十六日第一回通常総代会において総選挙の結果当選し、  
 昭和四十八年五月二十三日就任 任期四年

北条砂丘土地改良区  
 退任した役員の名及び住所  
 理事 田川 力夫 東伯郡北条町大字江北六八九番地  
 清水 孝志 一七六番三地  
 磯江 稔 一九八八番地  
 前田 正守 国坂五〇六〃  
 原田 仙松 弓原三〇三〃  
 石宝 高良 六九五〃  
 矢木 稔 北尾四八八〃

横浜 克己 下神五五一〃  
 小矢野 義信 松神六九二〃  
 西山 孝 大栄町大字東園四〇八〃  
 蘆山 清重 西園一一七五〃  
 中川 豊春 一一〇三〃  
 吉田 貢 由良宿一一六二〃  
 小沢 義勝 由良宿一二一〇〃  
 中原 清秋 大谷二一〇二番二地

任期満了により退任

北条砂丘土地改良区  
 就任した役員の名及び住所  
 理事 引田 信男 東伯郡北条町大字江北五五一番地  
 清水 孝志 一七二八番三地  
 磯江 稔 一九八八番地  
 野島 慶久 国坂一八一〃  
 岡本 儀藏 二二五〃  
 原田 仙松 弓原三〇三〃  
 矢木 稔 北尾四八八〃  
 岩本 寿太郎 弓原六一三〃  
 横浜 克己 下神五五一〃  
 根鈴 一雄 松神七六四〃  
 西山 孝 大栄町大字東園四〇八〃  
 蘆山 清重 西園一一七五番地一

中川 豊春 一一〇三番地  
 吉田 貢 由良宿一一六二〇  
 小沢 義勝 一一二一〇〇  
 田村 淳之助 妻波七二九〇  
 昭和四十八年四月三十日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年四月三十日就任 任期三年

千代土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 重藏 鳥取市倭文四二二番地の四  
 田中 柳八 服部二四一番地  
 有田 喜美雄 上味野二八一〇  
 木下 善藏 八頭郡河原町大字布袋三〇六〇  
 有田 利久 鳥取市赤子田四二一〇  
 西尾 朋一 三一八〇  
 片山 律寿 長谷九一九〇〇  
 影日 和美 五一九番地の一  
 田村 福美 倭文三六四番地  
 大上 禰久 四〇八番地の八  
 中村 隆春 三  
 谷口 甚一 玉津六一番地  
 高田 光雄 横枕四二二〇  
 林 正喬 向国安一三六〇

近藤 平八郎 竹生七一番地の二  
 森 芳正 上味野二四四番地の一  
 山下 正夫 朝月二三六番地の一  
 半田 輝實 六〇番地  
 横山 英雄 源太五一〇  
 吉田 豊實 下味野四一四〇  
 三田 茂實 四一三〇  
 福田 石藏 一八一〇  
 西本 兼松 一九一番地の一六  
 澤野 操 野寺三四番地の二  
 依藤 武男 服部二三八番地  
 川口 由治 菖蒲四三六〇  
 三村 利夫 四七〇〇  
 柴田 重雄 二七六〇  
 近藤 壽雄 赤子田三八二〇  
 大西 勝美 朝月八六〇  
 澤田 時春 菖蒲四六四〇

任期満了により退任

千代土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 重藏 鳥取市倭文四二二番地の四  
 荻原 伊三郎 八頭郡河原町大字袋河原二五八番地  
 荻原 忠雄 四五三番地の三

岸本正一	山下正夫	玉田定壽	福田秀吉	有田喜美雄	本城英賢	橋本美義	原田増藏	小谷頼夫	前田善一	本多豊藏	谷口甚一	高田国治	三浦平五郎	小倉俊男	中村隆春	本城實	宮田定男	有田利久	西尾久雄	中島實	木下善藏
八七	朝月二三六番地の 一	二五二	二五九	二八一番地	上味野三九四番地の二	竹生一四六	向国安一七二	猪子二〇二	一六三	横枕一六〇 一六一	玉津六一	二〇八	二二七番地 二二八番地	四二四番地の 一	倭文四〇八番地の三	九七番地	鳥取市長谷一八五番地の二	赤子田四二〇 四二一	二一〇	二一〇	八頭郡河原町大字布袋三〇六番地

高塚典正	齊尾二郎	福留孝之助	井上一男	理事	森本隆明	大西勝美	近藤壽雄	岸本郁太郎	中西美都男	川口由治	三村利夫	依藤武男	田中柳八	野村久雄	藤原清一	川口柳藏	安藤省太郎	宮澤節三	横山政雄
殿河内四六九	西伯郡中山町下市八六	米子市道笑町一丁目一〇二	西伯郡中山町下市七八	退任した役員の氏名及び住所	朝月八六	朝月八六	鳥取市赤子田三二八	八頭郡河原町大字長瀬三一番地	二五五番地わ第一	四三六	葛蒲四七〇	二三八	服部二四一	野寺一一七番地	一三五番地の 一	一四七	三五七	下味野六五六	源太六〇番地

昭和四十七年七月十六日開催の総代会において選挙の結果当選し、昭和四十七年七月二十二日就任 任期四年

下市駅南土地改良区



高見 国雄	塩津九四第一
大西 清信	岡五一
石井 利夫	住吉一一二
天島 徳雄	高橋一五三
高橋 熊市	住吉九八六
田中 宣久	塩津六九五
加藤 幸三郎	住吉三五七の一
辻 敏治	下甲三二一
高口 若光	殿河内三九八
小林 信雄	上市二四

任期満了により退任

下市駅南土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 井上一 男	西伯郡中山町下市七八
足立 周治	松河原二九四
斉尾 二郎	下市八六
大西 清信	岡五一
田中 宣久	塩津六九五
高塚 典正	西伯郡中山町殿河内四六九
渡辺 勇	上市四七
高見 繁	住吉一〇
山名 良三	五一二の六
福留 卓司	高橋三二八

高見 秀次郎	塩津一五三
柴田 直行	赤坂四〇〇
監事 高口 若光	殿河内三九八
井上一 知	上市一〇七

昭和四十八年三月四日開催の第七回通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年四月一日就任 任期三年

西伯町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 藤原 政義 西伯郡西伯町大字徳長八七

昭和四十七年十一月十六日定款変更の役員増員に伴う選挙により当選し、昭和四十八年四月七日就任 任期昭和五十年三月二十四日まで

新開川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 宮崎 良 孝 米子市西福原一、六一一

昭和四十七年五月十五日死亡により退任

新開川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 大上 良 三 米子市西福原九五三番地

昭和四十八年四月二十三日開催の総会において役員選挙の結果当選し、昭和四十八年四月三十日就任 任期昭和五十一年四月五日まで

千代土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 高田 国治 鳥取市倭文二〇八番地  
 監事 岸本 郁太郎 八頭郡河原町長瀬三一番地の二  
 高田国治は、昭和四十八年四月十九日死亡により退任、岸本郁太郎は、昭和四十八年二月二十六日日本人のつごうにより退任

千代土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事 美田 叡 八頭郡河原町稲常七六六番地  
 昭和四十八年四月三十日総代会において役員選挙の結果当選し、昭和四十八年五月七日就任 任期昭和五十一年三月三十一日まで

大山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 松田 万喜郎 西伯郡大山町末長三〇  
 本人のつごうにより昭和四十八年五月十七日辞任

北条土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 涼三 東伯郡北条町大字国坂二三〇  
 昭和四十八年四月七日死亡により退任

福部土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	水野 忠治	岩美郡福部村大字湯山六八六番地の六
"	森本 久男	八一六番地
"	皆川 浩輝	三 "
"	小谷 政美	一四三五番地一
"	石谷 米太郎	海士六三五番地
"	岸本 幸一	五四六 "
"	谷本 輝	細川三四〇番地一
"	横山 英太郎	三四三番地
"	村上 剛毅	岩戸一番地の3
"	上田 晰雄	一一七番地
監事	浜本 助市	海士五二二 "
"	橋本 敦郎	湯山七三 "
"	早野 元次	岩戸八の二番地

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十八年六月八日就任 任期第一回総代会まで

鳥取県告示第四百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、千代水土地改良区の定款の変更を昭和四十八年六月二十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、若し土地改良区の定款の変更を昭和四十八年六月二十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年二月二十日付で気高郡青谷町大字青谷四、〇四七青谷町長井島英己ほか一人の者から申請のあつた農営で行なう土地改良（五本松地区農地開発）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（五本松地区農地開発）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年七月四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

気高町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十四号

昭和四十八年六月十二日付で若し土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（若し土地地区農道舗装）事業については、審査の結果その計画を適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年七月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市鴨河内九八三―二番地

若し土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十五号

昭和四十八年六月四日付で大栄町長から申請のあつた土地改良(西園地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年七月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市丸山町一五八番地浜坂土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る中瀬・賀露向の参地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市鴨河内二、六二三番地生竹土地改良事業共同施行委員長衣笠清市から倉吉市鴨河内二、六二三番地一衣笠清市ほか十二人の者が行なう土地改良事業に係る生竹地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号改築(鳥取バイパス)事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市湖山町地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十八年七月三日から昭和四十八年九月十五日まで

# 公 告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、昭和48年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和48年7月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 1 試験科目及び時間

試 験 の 科 目	試 験 の 時 間
ア 砂利の採取に関する法令	
イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	午前10時から12時まで

## 2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和48年7月31日(火)
- (2) 試験の場所 倉吉市蔵城 中部砂利生産協同組合会議室

## 3 受験手続

次の書類を当該管内の土木出張所に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、住所地を管轄する土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

## (3) 写真

手札形とし出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書に添付すること。

## 4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 1,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する全額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはりつけること。

## 5 受験願書の提出期間

昭和48年7月5日から昭和48年7月14日まで

## 6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

# 正 誤

昭和四十八年六月二十二日付鳥取県公報第四千四百五十三号中次の箇所  
に誤りがあったので、訂正する。

頁 設 行 議 正

一 上 二 鳥取県行政組織 鳥取県行政組織規則

二 上 終わりから五 昭和四十八年六月 昭和四十八年七月

二十二日 一日